

## 令和2年第2回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年2月28日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和2年2月28日	午前10時00分
	閉 会	令和2年2月28日	午前10時42分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名                      欠 席 0 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

3 番	比 嘉 由 具	5 番	小橋川 健
-----	---------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	仲宗根 清 二	総 務 課 長	仲宗根 章
建 設 課 長	宮 城 忠	教育委員会事務局長	有 銘 高 啓

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

# 議 事 日 程

2月28日（金） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	報告第1号	専決処分の報告について（第二浜川橋橋梁整備工事〈A2橋台〉） （報 告）
4	報告第2号	専決処分の報告について（嘉津宇具志堅線道路改良工事〈その1〉） （報 告）
5	報告第3号	専決処分の報告について（上本部小中一貫校屋内運動場新增改築工事〈建築〉） （報 告）
6	報告第4号	専決処分の報告について（上本部小学校校舎解体工事） （報 告）
7	報告第5号	専決処分の報告について（上本部中学校校舎解体工事） （報 告）
8	議案第7号	工事請負契約の締結について（満名川線道路改良工事〈その1〉） （議案説明・審議・採決）
9	議案第8号	工事請負契約の締結について（第二浜川橋橋梁整備工事〈A1橋台〉） （議案説明・審議・採決）
10	議案第9号	工事請負契約の締結について（瀬底島一周線道路改良工事〈その5〉） （議案説明・審議・採決）

○ **議長 石川博己** ただいまから令和2年第2回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 比嘉由具議員及び5番 小橋川 健議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日2月28日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日2月28日限りの1日間に決定しました。

日程第3．報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。令和2年第2回本部町議会臨時会におきまして、5件の報告と3件の議案を提出してございます。その内訳は工事に係る専決処分の報告が5件、工事請負契約の締結に関する議案が3件となっております。

説明に当たりましては、副町長、教育長並びに担当課長が説明を行いますので、ご審議、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 石川博己** 質疑に入ります前に、先ほど説明を申し上げました新型コロナウイルスの関係で町長部局のほうから説明がございました。町長。

○ **町長 平良武康** 新型コロナウイルスの件について、国内の発生感染状況については、既に皆さんもご承知かと思っております。本町においてもその対応について、逐次これまで対応してきているところでございます。2月17日に町村会の中ではいち早く新型コロナウイルスのいわゆる町内における対策本部を立ち上げてございます。町長を本部長として、各課長で構成いたしまして、対策本部を立ち上げました。特に第1回目の会議、そして第2回目の会議等を踏まえて、どういった状況で対応しているのかについて説明したいと思っております。予防対策が最も重要だということで、意見一致を見ておりまして、具体的にどのような形で予防対策を展開していくのかという議論をしております。その中で特に学校現場、そして福祉施設、その他各課が抱える団体等について手洗いとか、うがいとか、それから人混みの中へ入り込んでいく活動を一定程度抑制していくとか、そういった基本的な部分についての感染予防の対応策についてを呼びかけしております。当然、町内でもそういった呼びかけをしながら、町民、各団体に呼びかけを徹底しようということで、これまでその対策をやってきております。同時にまた逐次、県段階での情報、そして国段階での動き、情報等をキャッチしながら三役会議を開いて、その情報を共有化しながら対応策について細かいところまで議論を展開してきております。今朝、第3回目の全体の

対策本部会議を開きましたけれども、昨日の晩、国のほうから、直接総理が報道を通じて、学校の休校等についての要請をやりますという報道を受けまして、今朝一番に早速その対応についてどうするのかという議論を展開しております。我々としては最大限の感染のリスクを回避しながら、そして町民の活動もある程度確保するという基本的な立場に立脚しております。来週の月曜日、3月2日から即学校の休校等についてはいかななものかという議論がきょうなされております。それは学校現場の意見もよく聞きながら、そしてまたそれが与える社会的な影響なども勘案しながら、そしてまた国や県の意向ももっと十分に聞きながら、そしてあと一つは、周辺の地域の状況等も勘案しながらということで、いまひとつ状況をしっかりと分析し、そしてまた主体的に今どこまでをどうすべきかということについて、置かれている状況の中で主体的にその状況に応じて判断しながら対応していくということで、きょう朝はとどめております。あとしばらく情報等を入手しながら、そして総合的に判断するというところでございます。その件については、きょう中にもう一回対策会議を開いて、また直近の対応策を打ち出していくということになっております。いずれにせよ、きょうの臨時会が終わりまして、その後にもっと詳細な情報等を集め、そして周りの状況等も勘案しながら判断していくというようなことで、今現在はそういった状況でございますので、議員各位の理解も賜りたいと思っております。また何か意見等もありましたら伺いたいと思っております。なお、つけ加えますけれども、経済的な部分に対する影響度についても観光協会を通じてホテル等の影響等についても調査は終わっております。現状の中で大体2割から3割ほどのキャンセルが来ているという実情にあります。なお、記念公園の入域者についても情報を把握しておりますけれども、毎日の入域客が2割から3割の減少ということになっております。いろんな形で感染予防と、そして同時にまた経済的な部分の中でもあまり停滞させてはいけないし、その辺をどうバランスをとるといいのか、上手に動かしていくのかというのが今、直近の課題だと思っております。少し長くなりましたけれども、現状の報告にかえたいと思っております。ありがとうございました。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和元年第3回本部町議会（臨時会）で議案第25号をもって議決をされた、「第二浜川橋橋梁整備工事（A2橋台）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和2年2月28日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、第二浜川橋橋梁整備工事（A2橋台）について、契約金額「63,360,000円」を「64,087,100円」に変更し改定契約を締結する。令和2年2月4日、本部町長 平良武康。ちなみに72万7,100円の増になっております。

次のページをお願いします。変更箇所対照表になっておりまして、間知ブロックが0.12立米の

増、仮設材運搬6.4トンの増、ガードレール撤去27.5メートルの増となっております。

次のページ、報告第1号資料をごらんください。赤枠で囲まれているところが工事場所となっております。以上で報告を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第4. 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和元年第6回本部町議会（定例会）で議案第59号をもって議決をされた、「嘉津宇具志堅線道路改良工事（その1）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和2年2月28日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、嘉津宇具志堅線道路改良工事（その1）について、契約金額「50,063,200円」を「51,154,400円」に変更し改定契約を締結する。令和2年2月10日、本部町長 平良武康。109万1,200円の増となっております。

次のページ、変更箇所対照表をお願いします。変更は2号浸透池と3号浸透池の土工、防護柵工、フェンス資材の増減となっております。

次のページ、報告第2号資料をごらんください。2号浸透池と3号浸透池の全体平面図となっております。以上で報告を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第5. 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和元年第3回本部町議会（臨時会）で議案第26号をもって議決をされた、「上本部小中一貫校屋内運動場新增改築工事（建築）工事請負契約で請負代金額の変更契約について。令和2年2月28日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、上本部小中一貫校屋内運動場新增築工事（建築）について、契約金額「412,500,000円」を「415,889,100円」に変更し改定契約を締結する。令和2年2月5日、本部町長 平良武康。本工事における増額は、338万9,100円となっております。

次のページをお開きください。変更箇所対照表となっております。主な変更点ですが、土工事のほうで延長9.5キロメートル以下の運搬距離、当初2キロを計上しておりましたが、その土砂を他の公共工事で利用することになりまして、9.5キロの延長となっております。それと外構工事のほうで塀の取り壊し、正面側歩道の復旧ということで、仮設道路の工事が主な増額の要因となっております。

次の資料をお開きください。A3の図面となっております。先ほどの主な増額の要因になったものなのですが、左下にあります仮設道路設置復旧ということで、幼稚園側の壁、ブロック塀がありました。本体の右、真ん中ですね、体育館の工事を行うに当たって、大型車両の進入がどうしても必要になりましたので、既設ブロック塀の撤去と仮設道路の設置を行いました。その復旧に伴って増額となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第6. 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 報告第4号についてご説明いたします。

報告第4号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和元年第5回本部町議会（臨時会）で議案第46号をもって議決をされた、「上本部小学校校舎解体工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和2年2月28日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、上本部小学校校舎解体工事について、契約金額「94,270,000」を「95,055,400」に変更し改定契約を締結する。令和2年1月28日、本部町長 平良武康。本工事の増額は、78万5,400円となっております。

次のページをお開きください。変更箇所対照表となっております。主な要因は、簡易フェンス設置撤去と1号棟における断熱材、アスベストに伴う変更の増減となっております。

次のページをお開きください。A3の図面となっております。こちらで簡易フェンスなのですが、現地では既に小学校の校舎が解体されておりまして、更地となっておりますが、鉄くず等が十分取り切れていないところもございますので、児童生徒、園児の進入を防ぐということで、簡

易フェンスを設置しております。あと通学路にもなっておりますので、交通誘導員の設置を行っております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 ちょっと教えていただきたいです。断熱材のアスベスト処分費とあります。県内処理となっておりますが、県内のどこでやるのか。これと処理の方法はどういうふうにするのか、この2点をお願いします。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩（午前10時22分）

再開します。 再 開（午前10時24分）

教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、宮城達彦議員にご説明します。

まず処分の方法なんですが、ビニール袋を二重にして梱包し、それにトン袋で再度梱包し、それをその処分する殻によって、県内で処分できるものであれば県内でやっている。今回この処分できるものは県内でありましたので、県内の南城市のほうに会社がございまして、そちらで処分をしているということでありまして。以上です。

○ 議長 石川博己 13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 例えば適材運搬とあります。これは専門の業者がやるのか、それとも今、請け負っている皆さんがするのか。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩（午前10時25分）

再開します。 再 開（午前10時26分）

教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、宮城達彦議員にご説明します。

アスベストは特殊な工法でありまして、それを専門に扱っている業者のほうに下請けをしまして、その業者のほうで梱包から運搬、処分まで行っているという工事の状況になっております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第7. 報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和元年第5回本部町議会（臨時会）で議案第47号をもって議決をされた、「上本部中学校校舎解体工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和2年2月28日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、上本部中学校校舎解体工事について、契約金額「80,850,000」を「81,700,300」に変更し改定契約を締結する。令和2年1月28日、本部町長平良武康。本工事における増額は、85万300円となっております。

次のページをお開きください。変更箇所対照表となっております。本工事で主な増減となったのは、発生土運搬、現場から発生する土砂の運搬を2キロで見ていたのですが、土砂を整地するために材料を運搬し運んで整地する予定であったんですが、現場の状況を見て、新たに骨材を入れる必要性がなくなりましたので、運搬費を減額しております。アスベストの撤去についてなんですが、中学校の17号棟がございまして、その実験台、新たに撤去する必要がございました。それを含めて材料の運搬撤去ということになっております。あと渡り廊下のほうで、撤去材の追加が見られましたので、その分の追加になっております。

次のページの資料をお開きください。赤く表示しておりますのが、今回の変更対象箇所になっております。先ほど説明しました17号棟において、アスベスト実験台、理科実験台のアスベスト箇所と渡り廊下のほうでの断熱材が見つかりましたので、その分の追加増になっております。通学路にもなっておりますので、交通整理員の分を追加しております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第8. 議案第7号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号 工事請負契約の締結について。満名川線道路改良工事(その1)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、満名川線道路改良工事(その1)。2、契約の相手、本部町字東119番地、有限会社安護建設工業、代表取締役安護宗成。3、契約金額、8,965万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年2月28日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページ、請負契約概要をお願いします。工期は25日間。指名業者は、本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業まで14社でございます。工事概要としましては、整備延長L=200メートル、土工一式、置換工一式、舗装工一式、排水工一式、擁壁工一式でございます。

次のページが入札結果報告書になっております。その次のA3の参考資料をお開きください。本部小学校側から200メートルの整備延長になります。工期については、今月県と繰り越し承認



手続を行っておりますので、3月のきょうの定例会で繰越明許手続を行いたいと思います。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第7号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第7号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号 工事請負契約の締結について。第二浜川橋橋梁整備工事（A1橋台）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、第二浜川橋橋梁整備工事（A1橋台）。2、契約の相手、本部町字伊野波303番地1、有限会社比嘉建設工業、代表取締役比嘉みどり。3、契約金額、5,005万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年2月28日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページ、請負契約概要をお願いします。工期は25日間。指名業者は、本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業まで12社でございます。工事概要としましては、橋長L=12.8メートル、有効幅員は路肩1.25メートル、車道4メートル、路肩0.5メートル、下部工形式の逆T式橋台、土工一式、下部工一式、基礎工一式となっております。

次のページをお願いします。入札結果報告書になっております。その次のページのA3の参考資料をお開きください。平面図、縦断図、赤枠で囲っているところがA1橋台になります。先ほども言ったように、工期は、県と2月で繰越し承認手続が終わっておりますので、きょうの3月定例会で繰越明許手続を行いたいと思います。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第8号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第9号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号 工事請負契約の締結について。瀬底島一周線道路改良工事(その5)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、瀬底島一周線道路改良工事(その5)。2、契約の相手、本部町字瀬底407番地1、株式会社瀬底産業、代表取締役仲榮眞光史。3、契約金額、5,478万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年2月28日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページ、請負契約概要をお願いします。工期は25日間。指名業者は、本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業まで12社でございます。工事概要としましては、道路改良L=164メートル、土工一式、排水工は排水路①L=161メートル、排水路②L=39メートル、大変申しわけありませんが、「排水路①」となっておりますが、「排水路③」の間違いですので、訂正をお願いします。排水路③がL=224メートルとなっております。下の赤丸で4カ所示しているところが工事場所でございます。

次のページが入札結果報告書になっております。工事名が瀬底島一周線道路改良工事(その5)となっておりますのは、その1からその4までが平成30年繰り越しでありまして、その後から現年度の予算となっております。

次のページのA3の参考資料をお開きください。瀬底島一周線道路改良工事(その4)の平成30年国の続きを現年度予算で、その後164メートルを執行したいと思っております。場所は平成25年度に本部ピージャー産地確立推進事業で立てた瀬底795番地付近でございます。

次のページをお願いします。排水路1平面図の左側の赤線の2本の区間が排水路①でL=161メートルとなっております。

次のページの排水路2の平面図の右上の赤枠で囲われているところが排水路②でL=39メートルとなっております。

次のページの排水路3平面図の赤線2本の区間が排水路③のL=224メートルとなっております。工期については、前の2件と一緒に、今月県と繰り越し手続を行っておりますので、3月定例会で繰り越し明許手続を行いたいと思います。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第9号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第2回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前10時42分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 比 嘉 由 具

本部町議会議員 小橋川 健